104-72

問題文

店舗販売業において販売できないのはどれか。1つ選べ。

- 1. 要指導医薬品
- 2. 第一類医薬品
- 3. 第二類医薬品
- 4. 第三類医薬品
- 5. 処方箋医薬品

解答

5

解説

店舗販売業とは、いわゆるドラッグストアのことです。一般の人に対して医薬品を販売します。店舗販売業で販売できるのは、要指導医薬品、第一類〜第三類医薬品です。「処方箋医薬品」は販売できません。(ドラッグストアにも処方箋受付店がある、と考えるかもしれませんが、あれは「調剤薬局」を「併設」しているというパターンです。)

以上より、正解は 5 です。 類題